

編輯部報情閣内

週報

號日四十月六

第三九號

昭和十四年十月十四日發
昭和十四年六月十四日發

（每週一回水曜日報）



新東亞
讀本

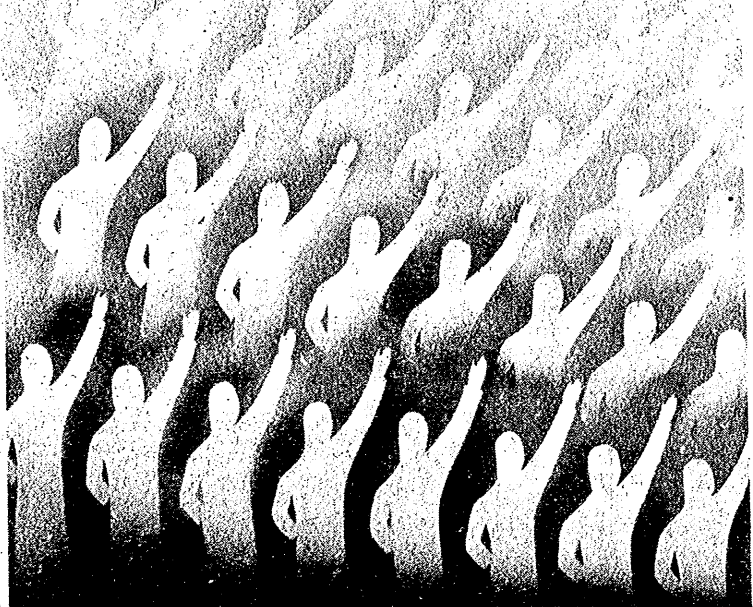
10

滿洲帝國協和會とは何か

物の國勢調査
百億貯蓄と國民生活
ノモンハン事件
バルチック諸國の情勢

五錢

一億一心 百億貯蓄



露光量違いにより重複撮影

目次 (六月十四日)	内閣統計局 二頁
物の因勢調査	内閣統計局 二頁
自衛貯蓄と國民生活	國民貯蓄獎勵局 三頁
ノモンハン事件	陸軍省情報部 六頁
海軍作戦經過 (至六月十四日)	海軍省情報部 七頁
バルチック諸國の情勢	外務省情報部 八頁
最新公布の法令	自衛官 九頁
新聞 (完)	滿洲帝國協和會とは何か 一〇頁
本誌 (完)	自衛官 九頁

六月三日(土)
マクドナルド市長、ロンドン代表リョ
ダニエリ氏に對し、ポランド政府の不誠意を
其責を覺悟せよと
六月四日(日)
ノモンハン事件、陸軍省情報部 六頁
六月五日(月)
自衛官 九頁

週刊日誌

六月七日(水)
自衛官 九頁
六月八日(木)
自衛官 九頁
六月九日(金)
自衛官 九頁
六月十日(土)
自衛官 九頁
六月十一日(日)
自衛官 九頁
六月十二日(月)
自衛官 九頁
六月十三日(火)
自衛官 九頁
六月十四日(水)
自衛官 九頁

露光量違いにより重複撮影



目次 (六月十四日 第一三九號)	
物の國勢調査	内閣統計局 二頁
百億貯蓄と國民生活	國民貯蓄獎勵局 三頁
ノモンハン事件	陸軍省情報部 六頁
海軍作戦經過 (自五月上旬至六月上旬)	海軍省海軍軍事及部 三三頁
國際時事解説	一頁
バルチック諸國の情勢	外務省情報部 七頁
最近公布の法令	内閣官房秘書課 三三頁
滿洲帝國協和會とは何か	滿洲帝國協和會 新・壹頁
和會中央本部長 柳 新・壹頁	
和會中央本部長 柳 新・壹頁	
和會中央本部長 柳 新・壹頁	

週刊

本報(東京) (完)

滿洲帝國協和會とは何か
柳 新・壹頁

六月三日(土)

▼ダンチヒ島のドイツ人殺害問題に關し、ダンチヒ公使館長は、ポーランド代表リョダスキ氏に對し、ポーランド政府の不誠意を痛罵する覺悟を争交

六月四日(日)

▼南支における支那軍の近況についてわが外交官團は、歐州大報に對し、大言で英佛の包圍策を痛罵する演説を行ふ

六月五日(月)

▼皇居陛下には陸軍省海軍省長官に對し、皇居陛下の御沙汰あらせらる。▼平野首相、ヨーロッパ情勢對策案について、奏曲上奏

六月六日(火)

▼獨逸會談終了
▼わが天津租界テロ犯人引渡要求に對し、英駐滬事は引渡拒否の回答をなす

六月七日(水)

▼わがダグラス航空機、南支那海上で燃料不足より返航せらる。▼山東艦隊、豫州占領。▼滿洲國軍少将、豫州軍行會、豫州軍行會の台詞を仰ぎ、豫州軍行會、豫州軍行會の外債制限で法幣大暴落

六月八日(木)

▼東支における支那軍の近況についてわが外交官團は、歐州大報に對し、大言で英佛の包圍策を痛罵する演説を行ふ

六月九日(金)

▼平野首相、ヨーロッパ情勢對策案について、奏曲上奏

六月十日(土)

▼獨逸會談終了
▼わが天津租界テロ犯人引渡要求に對し、英駐滬事は引渡拒否の回答をなす

週間日誌

▼英首相及び外相、獨平和交渉の用意ある旨を議會で表明
▼英閣議、滿洲國軍行會の台詞を仰ぎ、豫州軍行會、豫州軍行會の外債制限で法幣大暴落
▼東支における支那軍の近況についてわが外交官團は、歐州大報に對し、大言で英佛の包圍策を痛罵する演説を行ふ

今週の暦

▼十五日(土)百億貯蓄獎勵開始
▼商工省新機構改組公布施行
▼英駐滬事は引渡拒否の回答をなす



物の國勢調査

— 昭和十四年臨時國勢調査の解説 —

内閣統計局

政府に於いては本年八月一日現在を以つて全國一齊に臨時に國勢調査を施行することとし、去る第七十四帝國議會に於いて國勢調査に關する法律を改正し、之に基づき勅令以下の關係命令(題)を公布し、目下内閣統計局をはじめ府縣、市町村當局で着々その實施準備を進めてゐる。以下本調査の概要を説明して一般の參考に供したい。

註 昭和十四年臨時國勢調査施行令(昭和十四年四月十八日勅令第二百九號)

昭和十四年臨時國勢調査施行規則(昭和十四年四月十九日閣令第七號)

昭和十四年臨時國勢調査施行心得(昭和十四年四月十九日內閣訓令第一號)

一 調査の意義

今回施行せられる臨時國勢調査は、從來のやうな人口に關する調査とは全くその趣を異にし、國民の日常生活に直接に必要な衣、食、住の物資が一年間に如何ほど消費せられるか、又その物資が如何なる配給機構を通じて配給消費せられるかを明らかにせんとする調査であつて、この意味に於いて從來の國勢調査がいはゞ「人口調査」であつたのに對し、今回の調査は「消費の國勢調査」又は「物の國勢調査」とも謂ふべきで、我が國の國勢調査制度上劃期的な重大意義を有する調査である。

二 調査を行ふ趣旨

右の如く今次の調査は全く從來にその例を見ない生活物資の國民消費に關するものであるが、では何故、このやうな調査を施行せねばならぬか。元來物資の消費に關する統計は、合理的な經濟政策や社會政策等を樹立する上になくはならぬ根本資料として、從來からも極めて必要視せられて來たのであるが、この種の調査は技術的に極めて困難なので、今日迄その實施を見るに至らなかつたのである。然るに我が國現下の情勢はこれ以上調査の逡延を許さざるに立ち至つてゐる。

即ち支那事變は、愈々長期戦の段階に入り、事變の目的を達成し東亞新秩序の建設を行ふと共に、國際新情勢に對處して國力の進展をはかる爲めには、愈々本格的に國家總力戦への體制を整備せねばならぬのである。而かも四圍の情勢より察すると、このいはゆる戰時體制の構へは相當長期に互るものと覺悟せねばなら

ぬ。この國家的大業を完成する爲めには、國民の堅忍不拔の精神力を醸成すると共に、國防力の強化、生産力の擴充といふ大目標に向つて、あらゆる國策を強化徹底せねばならぬが、かやうな政策はいづれも國民生活と密接な關係を有して居り、わけても國策の中心とも云ふべき資金の調達と物資の供給確保とを徹底的に行ふには、必ず國民生活の實狀に即した方法に依らねばならぬ。即ち國民は如何なる機構を通じ又如何なる程度に物資を使用しつゝあるか、従つて如何なる割合に節約の餘地があり、その限度が存するかを明らかにする必要がある。蓋し今次の調査が計畫せられた所以も實にこゝに在るのである。

ところで後に述べるやうに、この調査は調査の方便として物品販賣業者等につき物品の販賣高等の如きものを調査する關係上、やゝもすれば商人等の課税の標準を作る爲め又は取引關係の調査であるかのやうに誤解せられ易いが、決してそれは當つてゐないのである。

三 國民消費の調査方法

凡そ國民の日常生活に必要な物資の消費事情を調査する方法には

- (一) 國民の全世帯につき家計調査を行ふもの
 - (二) 物品の生産高、繰越高、地域的移動及び現在高を調べてこれ等から算出するもの
 - (三) 物品販賣業者の各商品の小賣高を調べてそれを中心に、各物品の消費高を算出するもの
- などがあるが、第三の方法が最も容易に實行出来るばかりでなく、國民消費と密接不可分の關係に在る小賣業、卸賣業、物品販賣の仲介業等は、いはゆる物品の配給機關の實狀をも調査し得る長所があるから、今回の調査ではこの方法が採用されたのである。即ち今回の調査に於いては開令を以つて指定したる物品（指定物

品と呼んでゐる)の小賣高を調査して國民消費高算出の基礎としたのである。

然しながら勿論、小賣高が國民消費の全部ではない。更に小賣を過ぎない消費があるから之を補足する方法として物品小賣高の調査の外、次の三つの手段を併はせ用ふることとした。

- その一は旅館、料理店、飲食店の類と工場、宿舎、病院、船宿等では概ね小賣商人とは關係なく、卸賣商人又は物品生産業者より直接物品を購入消費するものがあるから、それを調査することとした。
 - その二は住宅建築に關する調査であつて、之を特別の方法で調査する。
 - その三はいはゆる自家消費であつて、農家、製菓業、製糖業等のやうに自ら生産した物品を自家生活の消費に充てるものがあり、また物品販賣業者のやうに自己の販賣商品を便宜自家の消費に供するが如きものもあり、而かもこれ等の消費量は相対多額に上るものと認められるからして、これ等の自家消費の分野をも特別の方法で調査することとしたのである。
- 要するに今回の國民消費に關する調査は、物品の小賣高、即ち物品小賣業者よりの購入消費額の調べを根幹として、之に各種の補充方法を講じて出來上つてゐるのである。

四 調査の時期

本調査は八月一日現在に依り調査するのである。而して調査を實際に執行する時期は一般には(即ち、物品販賣業者を営むもの、物品販賣の仲介業者を営むもの、法人組合その他にして物品の販賣又は賣買の仲介を爲すもの、旅館、料理店、飲食店その他に準ずべきもの、常時五十人以上の職工を使用する工場、常時二十人以上の寄宿人を收容する寄宿舎若しくは之に準ずべきもの、病院又は船舶)八月一日乃至八月十日の十日間で

その間に申告せねばならぬ。尚ほこれ等のものについてはこの實地調査の遂行を完全容易ならしめる爲め、七月中旬に準備調査が行はれる。また特別の方法に依り調査する農業、飲食物品製造業、物品販賣業、建築業については八月十五日乃至八月二十五日の十日間に互り調査を行ふのであるが、八月一日現在の事情を調査することには變りがない。

五 調査の範圍

本調査は前述のやうに國民の消費事情を識る方法として物品販賣業者の賣上高を調査し、併はせて我が國の配給機構、即ち商業組織の實狀をも明らかにしようとするものであるから、調査の對象は次の(1)から(9)に該當するものである。

- (1) 物品販賣業を營むもの 物品を販賣するものは普通の小賣業者たると、百貨店又は露店商人たると、卸賣業者たると將又貿易業者たるとを問はずして調査する。なほ物品を生産し又は製造してその生産品を直接消費者に小賣するものも、國民消費に關係のある限り「生産小賣」としてすべて調査を受ける。
- (2) 物品賣買の仲介業を營むもの 物品賣買の仲介を營業としてゐる者は國民消費とは直接の關係はないが、物資の配給機關としての一つの地位を占めるものであるから、そのすべてを調査する。
- (3) 法人組合その他にして物品の販賣又は買入の仲介を爲すもの 前の二項に依り物品の販賣又は物品買入の仲介を營業としてゐるものは總べて調査の對象となるが、この外に營業としなくても物品を販賣し又は買入の仲介を爲す限り、例へば産業組合たる購買組合、販賣組合、工業組合、商業組合等の法人の經營にかゝる營業所、或ひは官廳・會社・工場等の從業者の組織する任意の消費組合、共済組合、又は

- (4) 旅館、料理店、飲食店その他に準ずべきもの いはゆる大量の消費體であつて、旅館、料理店、飲食店のほか尚ほ神社、寺院又は各種會館の宿泊所、官廳會社等の構内に在る食堂等實質的に接客業類に似のものも調査する。
- (5) 常時五十人以上の職工を使用する工場、常時二十人以上の寄居人を收容する寄宿舎若しくは之に準ずべきもの、病院又は船舶 前記の接客業以外の大量消費體としてこれ等のものも調査する。

以上(1)から(5)までの調査を本調査に於いては甲種調査と略稱し、次の特別な乙種調査と區別してゐる。

- (6) 農業を營む經營體
- (7) 飲食物品製造業を營む經營體
- (8) 物品販賣業を營む經營體
- (9) 建築業を營む經營體

(6)から(9)までは前述の自家消費高を計算する爲めの標本調査であつて、之を便宜乙種調査と呼んでゐる。自家消費の計算は實は我が國の農家又は飲食物品製造業者等のすべてにつき調査することを理想とするが、實際的には殆んど不可能に近い爲め、今回の調査に於いては便宜一定數の業者を市町村長に指定せしめ、その指定を受けたもののみにつき標本的に調査するのである。指定を受ける業者の數は閣令に依つて定められてゐる。

六 調査の単位

調査すべき範囲は前述の如くであるが、調査の實際に臨んで申告書用紙を配付し、申告せしめる調査の単位は、場所的に獨立した個々の店舗・販賣所・營業所・事業所等であつて、本調査では之を經營體と呼んでゐる。従つて普通の店舗はそれ自身が本調査上の經營體であるのは勿論、本店のほか支店・分店のあるものは本店・支店又は分店がそれ／＼一つの經營體として調査を受ける。元來かやうな調査の單位としては本店・支店・分店等を綜合して一つの經營體とする「企業的單位」と、本店・支店・分店をそれ／＼別々の經營體とする「場所的單位」と（本調査に於けるが如く）、一つの店舗内を更に賣場（例へば百貨店等に於ける各賣場の如き）別に區分してそれ／＼一つの經營體とするいはゆる「技術的單位」の三つの方法があるが、調査の重複脱漏を防ぐ見地から、場所的單位に依ることが最も合理的方法であると認め、本調査では之に依ることとしたのである。

七 申告義務者

本調査は國民の消費に關する調査であるから國民の各世帯につきいはゆる世帯調査を行ひ、世帯主を申告義務者とするのが合理的であらうが、前述の如く物品販賣業その他の經營體につき調査することとした爲め、申告義務者はその經營體を主宰してゐる者としたのである。即ち普通の店舗又は本店たる店舗に於いてはその店主が申告者として申告の義務が課せられ、支店・分店等の店舗に於いては支店長、分店主任の如き當該店舗の經營上の責任者が申告義務者となる。また工場、寄宿舎、病院に在つては各工場主又は工場

八 調査の事項

長、學校長、病院長等が申告義務者となる。而してこれ等の申告義務者は後に述べる所定の調査事項を申告する義務がある。

本調査は國民の消費に關する消費事情を物品販賣業者等を通じて調査すると共に、併せて物資の配給機構即ち我が國の商業組織の實狀をも調査せんとするものであるから、この目的を達成する爲め、次の事項につき調査するのである（乙種調査は省略する）。

(一) 物品販賣業を營むもの、物品販賣の仲介業を營むもの及び法人・組合その他にして物品の販賣又は買

- (1) 經營體の名稱又は主任經營者の氏名
- (2) 本店支店の別
- (3) 開業の年月
- (4) 企業の種類（個人、合名會社・合資會社、株式會社・株式合資會社、その他の法人、その他の別）
- (5) 拂込資金又は出資額（法人に限り調査する）
- (6) 營業又は事業の種類
- (7) 經營の形態（小賣店、百貨店、生産小賣商、卸小賣商、露店行商、卸賣商、貿易商、産業組合、消費者團體の共同購買、その他の共同購買及び共同販賣、物品販賣の仲介の別）
- (8) 從業者（經營者、從業家族、使用人の男女、年齢、教育程度別）

- (9) 調査期前一年間の売上総金額(卸賣、小賣の別)
 - (10) 指定物品の調査期前一年間の売上数量及び金額(卸賣、小賣の別) 指定物品は日常生活上特に重要なもの、又は國策上重要な意義を有するものを開令に依り指定したものであつて、その小賣高を調査することが今回の調査の眼目である。
 - (11) 特定物品の現在手持數量 特定物品は指定物品中特に數量を調査し得るものを開令に依り指定したものであつて、配給機構内に於ける物資の保有状態を明らかにするため必要な事項である。
- (二) 旅館、料理店、飲食店その他に準ずべきものについては
- (1) 經營體の名稱又は主任經營者の氏名
 - (2) 本店支店の別
 - (3) 開業の年月
 - (4) 企業の組織(個人、合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社、その他の法人、その他の別)
 - (5) 拂込資本金又は出資額(法人に限り調査する)
 - (6) 營業の種類
 - (7) 従業者(經營者、従業員、使用人の男女、年齢別)
 - (8) 調査期前一年間に卸賣業者又は生産業者より仕入れたる指定物品の仕入數量及び金額
 - (三) 常時五十人以上の職工を使用する工場、常時二十人以上の寄宿人を收容する寄宿舎又は之に準ずべきもの、病院又は船舶については
 - (1) 經營體の名稱又は主任經營者の氏名

- (2) 事業の種類(工場及び工場寄宿舎に限り調査する)
- (3) 調査期前一年間に卸賣業者又は生産業者より購入したる指定物品の購入數量及び金額

九 調査の機關

本調査は従前の國勢調査と全く同様市町村長が之を管掌し、調査の實務即ち申告書の配付募集(各經營體に所定の申告書を一通宛用)は内閣から任命せられた國勢調査員をして之に當らしめる。たゞ今回の調査は調査の範圍、調査事項等が相當複雑多岐で調査上難解なるものがあるからして市町村に國勢調査指導員を置き、更に本調査の重要性に鑑み、府縣廳内に臨時國勢調査部を設置し、調査の完璧を期することとした。

十 む す び

以上は昭和十四年臨時國勢調査即ち「物の國勢調査」の概要であるが、本調査は結局國民全般の生活に関する調査であるから、申告義務者は勿論、一般國民の深き理解と協力に依り、所期の目的を達成したいと念願する次第である。尙ほ本調査は、課税の標準を作り又は物品取引事情の調査とするものでないことは勿論、記入済の申告書は統計上の目的以外に使用することを禁ぜられてゐるから、申告義務者は當局を信頼し、安心の上、是非眞心をこめて正しい申告を爲し、以つて非常時國家政策を正しく樹立することに參與せられんことを希望してやまないものである。





百億貯蓄と國民生活

—百億貯蓄強調週間に當つて—

國民貯蓄獎勵局

六月十五日から二十一日まで一週間にわたつて、「百億貯蓄強調週間」を実施することになつたが、これは我が國現在の財政經濟状態の下にあつて、貯蓄の一大増加が極めて必要であることを、國民一般に徹底させ、以つて貯蓄強調の念を更に高調し、この機會に尙ほ一層貯蓄の實行に邁進せんがためである。

支那事變は既に新たな段階に入り、武力戦と併行して、大陸經營の進行を見つゝあり、これがためには今後一層巨額の資金と、多量の物資を要するのであつて、こ

の現段階に即應して、よく長期にわたる經濟戦に堪へるやうな體制を整へ、本年度の目標たる百億貯蓄の達成を期さうとするものである。

昨年度の成績は如何であつたか

國民貯蓄獎勵運動開始以來一ヶ年間の貯蓄増加額を參考までに掲げると、目標額八十億圓に對して七十三億八千萬圓に上つてゐる。(左表)

政府がこの運動を起してからちやうど一年三ヶ月にわたる。當局者としてはこの週間を施行するに當つて、實に

内 譯(自昭和十三年四月 至昭和十四年三月) (單位 百圓)

貯蓄額	八一五	一九五	二二五	三三〇	五〇〇	三九四	二二五	四一一	四九五	二五二	三三九	七、三八〇
貯蓄別	郵便貯蓄	簡易貯蓄	郵便貯蓄	銀行貯蓄	信用組合貯蓄	信託貯蓄	保險貯蓄	無償貯蓄	小計	私人貯蓄	合計	
増加高	八一五	一九五	二二五	三三〇	五〇〇	三九四	二二五	四一一	四九五	二五二	三三九	七、三八〇

感慨深きものがある。昨年度は八十億圓を目ざして、まづしぐらに突き進んだ。未だ十全の效果は得られなかつたが、目的額近くまで達したことを喜びとすると共に、この間關係各官公署、各團體は勿論、その他民間の方方に絶大の協力を煩はしたことを感謝して已まないであつて、同時に本年度に於いても一層の御協力あらんことを切望する次第である。

戦勝は國民の協力如何に依る

國家の經濟力は平時に於いてはそれ／＼の目的に従つて分散せられ、産業經濟の各方面に於ける原動力としての任務を擔つてゐるものであるから、戦時の經濟力として效用を發揮させるには、事態の變化に應じ適當にこれを綜合集中して、戰爭遂行のための原動力たる作用を爲さしめるやう財政經濟の體制を整へなければならぬのである。若しその綜合集中がうまく行はれない場合には、十の力も八より現はすことが出来ない。國民貯蓄獎勵運動についても國民がよくその政策の目標とする所を理解して、自ら行動し協力することによ

つて始めてその所期の成果が收め得られるものであるから、之に對する國民の充分なる理解と熱烈なる協力が必要である。そして國民の協力が充分に發揮され、この貯蓄獎勵運動がよくその効果を收めるかどうかといふことは、とりもなほさずこの事變に於いて我が國が最後の勝利を收めるかどうかを決するものである。

不自由を忍ぶ覺悟が必要

併しながらこの協力は、いろ／＼な形で國民に不自由と苦痛をもたらすこととはこの際是非とも覺悟しておいて貰ひたいのである。今回の事變は日露戦争以來の國難とも云ふべきもので、これだけの大事變が國民に何等の苦痛なしに済まされるものではない。この事變遂行のため政府は公債の發行に依つて之に要する戦費を調達するのであるが、今後一年間には六十億圓も餘計に資金が民間に支拂はれるものであるから、これが貯蓄されないで物を買ふことに使はれたら、たゞさへ物資不足のこの際、物價がますます騰貴し、従つて軍需品の調辨に支障を來たすのは勿論、國民の生活が苦しくなり、また物價

が騰貴すれば我が商品の輸出が困難となつて外國から軍需品を充分に買入れることが出来なくなるのである。さればこそ各自の生活の上には相當の苦痛と不自由をもたらすことを覺悟の上、銃後の御奉公のため進んでこれに堪へるやう茲に改めて切望するのである。

今年度の目標額は百億圓

それでは今年度に於いて、どれだけの貯蓄の増加が必要であるかと言へば、今後一年間に發行される公債約六十億圓の消化資金と、日滿支三國を通じての生産力擴充資金約四十億圓とを合せた百億圓を目標としなければならぬ。この百億圓は事變目的遂行の上には是非とも必要な資金であるが、これは外國から借入れることは出来ない事情にあるから、國民は一致協力して貯蓄するより外に致し方がないのである。今年度は六十億圓も政府資金が撒布されることもあり、また従來の我が國の貯蓄の増加の状況から考へ合せると、この重大時局に處しての政府の方策を理解し國民精神を昂揚すれば、百億圓の貯蓄を増すことは決して不可能では

ない。

貯蓄こそ銃後奉公の道

この百億圓は戰爭に是非とも必要な資金であることは勿論であるが、これが飛行機となり、砲彈となり、また我が忠勇なる將兵の糧食ともなるのであるから、われわれ銃後國民が、この資金のために貯蓄することは重大な後方勤務であり、光輝ある奉公の道なのである。親を養ひ、子を養ひ、妻を養ひて懐かしき故國を離れ、吾國に身を捧げる忠勇義烈の將兵に、われわれ銃後國民は之を爲さずして、何をもつてか見え得よう。殊にこの際時局の波に乗つて、所得の増加した人々はその増加した所得の全部を貯蓄することは勿論、所得の増加しない人々もその重大時局と尊き犠牲のあることを、よく認識せられ、日常生活の消費を極力節約して、貯蓄に心掛けて貰ひたいのである。

先づ消費を節約せよ

國民一般が消費を節約することは、物資と資金の調節

に資することが極めて大なるものがあり、この際舉げてこれを實行する必要がある。殊に國民各自がその日常の業務と家庭生活について節約するときは、たとひその節約量は僅かでも、集積した國民全體の節約量は多量になり、物資不足の折からその効果は著るしいものになるのである。

消費節約は個人や家庭のためになることは勿論であるが、この際に於いての消費節約は、以上のやうな必要から行はなければならないものであるから、之を行ふに當つては、國民は眞に時局の要求する所をよく認識し、國家の目的とするところに基つて成果を擧げることにならなければならないのである。

如何に節約を實行すべきか

この際は何も彼も節約しなければならないのであるが、先づ第一に必要なものは軍需資材、輸入品、輸入品を原料とする國內製品及び外國に輸出し得る物資の節約である。たとひ國內に於いて生産される物であつても、之を軍需以外の用途に使用することはなるべく節約して、

できるだけ多くの物資を軍需に向けられるやうに努めなければならない。

また軍需に關係ある物資は海外よりの輸入に俟つものが相當に多いので、之を支障なく輸入するために、軍需關係以外の物資の輸入は極力之を減少すると共に、國內で生産する物品についても一般の使用はできる限り抑制して純國産品と雖も、一つでも多く外國へ輸出して軍需品を買ふことに努めなければならないのであるから、國民は物を買ふことを止めてその金を貯蓄に廻すことが目下の急務である。

特に都市と時局産業方面に望む

今後引つゞき巨額の政府支拂がある際であるから、従つて軍需工業その他直接間接時局に關係ある事業に従事する人々は、相當多額の収入が増加することになるのである。そこでこれ等の人々がその増加した所得を悉く消費して、その生活の程度を高めるときは、一般に物資の需要を増加する結果、供給の不足に拍車を掛け物價の騰貴を促すこととなり、國策遂行の上に障礙とな

るのみならず、また個人の経済にも非常に悪い結果を與へることになるのである。一度生活の程度を高めたならば後日事變が終つて所得の減少した場合に、急に生活の程度を低下しなければならなくなつても、事實なか／＼實行困難なことである。

かやうにこの際所得の増加した人々が、その増加した所得を消費に向けず、貯蓄することは國家的見地からだけではなく、個人の立場から云つても一層必要なことである。今回の事變に際して國民の一部は生命を國に捧げて、君國のために戦ひ、また事變の關係で經濟上の犠牲を拂つてゐる人もあることを考へれば、この際所得の増加した人々は誠に恵まれた地位にあると言はねばならない。この恵まれた地位にある人々は道義の上から云つても、餘計な消費を自制することは當然であつて、而かも之によつて生ずる餘裕を貯蓄することが、戦時財政經濟政策の遂行の上に重要な役目を果たすことになるのであるから、是非とも進んで勵行を期すべきである。

都市にはあらゆる消費機關の設備が整つてゐるために、消費を容易ならしめる關係上、地方に比して時局認識に格段の差ある如き傾向を示すのは遺憾の極みである。無用の失費をせんと欲したときは、それがたとひ小事であつても興亞の大業の成否に及ぼす影響の大きなことを意識して貰ひたいのである。

生活の刷新が根本

いくら政府が貯蓄を奨励しても、そんな餘裕はないといふ人もあるだらうが、われ／＼の日常生活を檢討してみると随分無駄のあることに氣が附かる。長期戦下に於いて今や國民生活の刷新は最も緊急な要求となつて来た。生活の刷新について挙げれば無數にわたつて際限がないが、中でも交際費のやうなものは一面に於いて人生の潤ひの資ではあるが、それは楽しみよりも義理が重きをなすものであり、そしてかへつて苦痛を感じると云ふ實情にある。元來交際は形式よりも眞心が大事である。古來の風習と雖も時代の要求するところに従つて改善刷新を要するは勿論のことである。

例へば左に掲げる交際費の如きは、町會部落會等の申合せに依つて、容易に改善を圖り得るものであらう。

一、宴會の簡易化 宴會は時局柄なるべく遠慮すべきである。やむを得ない場合には極めて少額の會費に依つて、相互禮の實を擧げればよい。

二、形式的贈答の廢止 錢、壽その他の贈答品は勿論、訪問の際の形式の手みやげ等は廢止すること。

三、年賀狀、暑中見舞等の廢止

四、結婚披露宴の刷新 葬式の花環その他華美にわたる供物を廢止し、結婚披露宴を行う場合にも極めて小範圍に止める等、なるべく簡易を旨とすること。

五、式服の簡易化 常日限りの式服は調製せざることをし、今後なるべく式服の着用を廢止し、平常服を以つて之に代へること。

中元贈答の類案に行はれる時期が間近に迫つてゐる。かういふ形式的行事の廢止は固よりのこと、全般的の生活刷新を斷行して、今日まで貯蓄の出来なかつた人は勿論、貯蓄をしてゐた人は一層多く貯蓄して、君國に報ずるの念を顯はして貰ひたいのである。

今こそ量入を扶翼すべきの秋

以上、この週間の趣旨と、消費節約・貯蓄増加の必要なる所以について述べたのであるが、要するに消費節約と貯蓄増加が成功すると否とに依つて、わが戦時財政經濟政策が圓滿に遂行出来るか否か、事變の目的が達成するか否かが決するのである。昨年四月國民貯蓄奨励運動開始以來各方面に於いて多數の貯蓄組合の結成されたことは誠に喜ばしきことである。既に組合に加入してゐる人は一層貯蓄率の引上を行ふは勿論、未だ組合の設けられてゐない方面に於いても特にこれを契機として、即時組合の結成を圖り、萬難を排して百億貯蓄の達成に邁進して貰ひたい。

われ／＼は今日まで幾度か教育勸諭を捧讀して来た。今こそ「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シテ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と仰せられたその秋である。われ／＼は今建國以來の最大非常時に直面してゐるのであり、この多難の時に際會したことを生き用事のあることとして感奮興起奉公の誠を效すべきである。

く、自動貨車戦車等數十輛の移動となりハルハ河對岸には蒙古包の構築も亦増加した。二十日午後一時ノ高地に越境我に攻撃態勢を示して来た外蒙兵約五、六十名に對しわが滿洲國警備隊は之を反撃して國境線外に擊退した。次いで二十一日夜砲二門、戦車六を有する約三百の敵はノモンハン附近滿洲軍に對し攻撃し来たつたが、滿洲よく應戦、二十二日未明之を擊退した。敵は午後再び攻撃を反復せるも激戦に至らずして後退した。

茲に於いてわが軍は滿洲軍に協力徹底的に敵を擊破するため戰備を進め、二十六日頃より行動を開始し二十八日拂曉を期してノモンハン附近に侵入せる外蒙軍に鐵槌を加へた。ソ聯自動車化歩兵約千、外蒙騎兵約千、戦車裝甲自動車數十輛及び砲數十門(十五種を含む)合計約二千の敵に對し日本軍は二十八日拂曉よりバルシヤガル高地方向より、滿洲軍はホルステン河南岸地区より、敵の退路を遮断し午後二時三十分頃敵に殲滅的打撃を與へた。わが軍は引續き殘敵掃蕩を開始し、三十日夜敵が最後の據拠たる渡河點東南方高地に對し夜襲を敢行し敵を完全に國境線外に擊退した。事件以來本戰闘に參加せる山縣部隊、東部隊等各

部隊は三十一日兵力の集結を終つた。六月一日迄に明らかせるわが軍の戦死者將校東部隊長以下十一名、下士官兵百十四名、敵に與へた損害滿洲領内の遺棄死體約四百五十、戦車及び裝甲自動車二十一、重機關銃四、輕機關銃八、その他小銃彈藥、通信器材等多數であつた。一方わが飛行隊は地上戰闘に呼應し、ソ聯飛行機に對し恆に赫々たる戰果を収めいやはが上にもわが軍の士氣を作興した。即ち

十九日ノモンハン附近に越境飛來したソ聯機に對しわが飛行隊は直ちに之を攻撃し、その一機を擊墜、二十一日再度飛來した敵機に對しわが一部隊は之を追撃しノモンハン南方二十軒の地點に於いてその一機を擊墜、二十二日午後わが三機編隊の戰闘機はノモンハン西北方國境附近に於いて「イー十五」三機、「イー十六」八機よりなる敵編隊機と遭遇し四倍の敵機を相手に奮戦その三機を擊墜、更に二十日三機、二十七日九機計十七機を擊墜し、尙ほ二十五日東ウチムチン附近に越境逃亡し來たれるソ聯「イー十五」改造型一機を抑留した。情報によれば敵の飛行根據地はタムスク及びサシベ

ス(ノモンハン西方約七十里)にある模様である。

二十八日各方面に現はれたる敵機は百機を越え、わが飛行隊は劣勢を以つて優勢に當りホルンバイル高原上空に壯烈なる空中戦を演じ、その約半数四十二機を擊墜し得た。わが方も亦一機を失ひたるも搭乗者は落下傘によつて滿洲領内に着陸無事歸還した。二十八日の空中戦に完全に敗北せる敵は爾後殆んど姿を現はさず外蒙國境の空は再び平靜に歸した。

四 本事件に関する觀察

本事件は外蒙兵の不法行動に對し滿洲國軍がこれに應酬した事に端を發したものであつて、外蒙軍はソ聯の後援の下に不法行為を執拗に續けしつゝあつた。茲に於いてわが關東軍は日滿共同防衛の本義に基づき日滿上滿洲國軍と行動を共にするに決したのである。戰闘の結果によれば外蒙國境滿洲上空に現はれた飛行機中には多數のソ聯機が、又地上部隊中にもソ聯兵が多數參加してゐた。軍は日滿共同防衛に基づき我より敢へて積極的に行動せず彼の不法排除に終始した。彼が如何なる企圖に基づき事件を發生

せしめたかは詳かでないが、歪曲された宣傳に乗つて日滿軍の實力を輕侮し敢へてかゝる挑戰的行動に出でたことは明白である。今日迄の經過を省みるに、昨年東部滿洲國境に勃發した張鼓峰事件と性質を同じうした問題ではないかと考へられる。

この事件は、廣大なる蒙古の地に於いて一局地の歸屬の如き意に介するに足らざる問題とも見らるゝが、實質に於いては決して然らず、わが正義貫徹力の強弱如何は直ちに以つて滿洲國及び蒙疆地方蒙古人の人心に深刻なる感銘を與へ是が延いては治安に政治に重大なる影響を齎すものであることは議論の餘地はなからう。

本戰闘に於いて陸に空にわが日滿軍が優勝を獲得せることは一に平素の訓練の賜ものに外ならない。本事件と前後して琿春、東寧等の方面滿洲國境各處に於いて彼の不法行為が頻發したが軍はその都度本然の任務に基づき斷乎之を擊退した。將來もかゝる事件は尙ほその跡を絶たないものと覺悟してよからう。

自五月上旬
至六月上旬

海軍作戦経過

海軍省海軍軍事普及部

海軍航空隊の行動

海軍航空隊は五月三日・四日の兩日敵首都重慶の大舉
急襲に成功して以來早くも三旬、その間、隨機に敵首都を襲
ふと共に、全戦域を間斷なく飛翔し、或は陸戦隊殘敵掃
蕩作戦に、或は江上部隊の水路清掃に策應し、或は陸
軍部隊の作戦に多大の協力をなす等、四百餘州を我が海鷲
の颯翼下に制壓するに至つた。殊に中・南支方面の活動は
最も活潑で戦果も亦極めて大である。

南支方面 五月四日、航空隊は地上よりすなはち熾烈
なる防禦砲火を浴びつゝ汕頭、潮州方面の偵察攻撃を決行

し、第一第二次攻撃に於いて汕頭市内外の軍用倉庫群を
大破、火災を起させ、第三次攻撃は潮州驛附近の軍用貨車
群を爆破顛覆させ、其の一部は泉州で縣政府・機銃陣地を銃
爆撃した。五日も引続き大舉二次に互り汕頭を攻撃、又一
部隊は泉州にて市内外の敵軍事機關を爆撃した。六日は三
回に互り汕頭、潮州方面の攻撃を實施した。第一次攻撃に於
いて汕頭市内の化學工業所、中山公園内敵陣地、湖梅行政公
署を爆撃し、第二次攻撃は潮州にて驛構内軍用列車・發電
所・重要化學工場を爆撃大破せしめ、第三次に於いては濟南
堤軍用倉庫を爆撃し、其の一部は又汕頭方面攻撃に向ひ銅山
方面敵軍事施設及び金門島對岸軍事據點を空爆し、海南島
攻撃部隊は島南東の陵水や南西岸の要衝に痛撃を加へ陸
戦隊に協力した。

(22)

めがけて自爆し乗員は壯烈なる戦死を遂げた。九日、永安、
泉州(福建省)にて最近移轉せる永安政府機關、泉州市街中央
部を爆撃大火災を起させ、雷州半島攻撃部隊は徐聞を攻撃、
他の一部隊は海南島にて前日に引続き陸軍部隊の嶺南附近
掃蕩戦に策應すると共に南瀝方面をも爆撃した。十二日漳
州、廈門附近にて敵據點・兵營陣地を襲ひ、十三日海南島に
於いて陸軍の作戦に協力し敵據點南豐(那大南東)を粉砕し、
一部隊は陽江市を攻撃し、雷州半島の偵察攻撃部隊は敵據
點遂溪市街を爆撃した。

十四日、漳浦、南安、廈門及び海南島南部樂安、萬寧を空
爆した。十五日、汕頭攻撃部隊は同市内及び濟南堤附近の
敵軍需倉庫群、主要軍事施設を空爆し更に敵陣よりする熾
烈なる防禦砲火を曾しつゝ、廈門、永安、福州方面を襲ひ、一
方海南島空襲部隊は北部の那大、南豐方面、南部の樂安、萬
寧市内抗戦本部を爆撃した。十七日、汕頭に於いて市政府、
警察局、公安局、軍事輸送路を反復爆撃すると共に福州の外
港馬尾をも空爆し、十八日には銅山嶺を襲ひ、十九日には雷
州半島の偵察攻撃を實施し遂溪市街機銃陣地を爆撃した
るも地上よりの防禦砲火強烈にして我が一機は敵弾を受け

敵然敵陣中に突入自爆した。

二十日、三十機を以つて廈門附近敵の重要據點を反復
爆撃し、二十一日、二十二日の兩日引続き廈門、鼓浪嶼附近
の敵陣地に對し猛爆を敢行、據點部落八ヶ所に大火災を
起させ、他部隊は漳州にて製材所、倉庫群を、別動隊は黃
華村の兵營陣地を攻撃し、海南島に於いては昌江北黎市の
軍事施設多數を攻撃火災を起させた。二十二日珠江部隊の
殘敵掃蕩戦に協力し、一方海南島陵水北東附近に蠢動する
敵を襲撃した。二十三日、永春軍事據點を二十四日には
龍巖(福建省)の飛行場、兵舎を始め汕頭、潮陽等を攻撃し、
二十七日、二十八日の兩日福州にては南台南方の發電所を爆
破し、興化に於いては軍需品荷揚中の棧橋を爆撃した。三
十日海南島にては、二隊に分れ東岸の萬寧、西南部の北黎
の敵據點・軍事施設を爆撃火災を起させ、三十一日も引續
き北黎港を反復攻撃し、殘敵に潰滅的打撃を與へ、一部隊は
惠安、興化、石碼、角尾(福建省)を猛爆した。

(23)

六月一日、漳州、石碼、泉州にて陣地、師團司令部所在地
に巨弾を降らせ全機無事歸還した。三日には海南島の感恩
を急襲し主要軍事施設多數を爆撃、多大の戦果を収めた。

中支方面

五月四日、悪天候を衝き浙江省中部水陸交通の要衝たる金華並びに玉山・吉安兩飛行場を襲撃してより、六日、南昌方面に於いて陸軍部隊の作戦に協力し連塘市附近の敵有力部隊及び根據地を銃撃し、寧波攻撃部隊は軍需工場・倉庫・棧橋を爆破火災を起させた。七日、蕪陽・南陽・西安の重要據點を急襲し一部は宜昌にて飛行場・兵營を爆破した。九日、南昌附近の羅谿市・進賢を、一部は揚家山附近(湖口東方)・太平關・石淵浦を攻撃し、更に一部隊は寧波市内軍事施設・江岸軍需工場に巨弾を投じた。十日、寧波方面を空襲して鎮海砲臺上空の敵を制圧すると同時に寧波をも爆撃した。十二日、蕪陽の飛行場・軍事施設に直撃弾を與へ、寧波市の第七次攻撃に向ひ兵舎を爆撃した。

同日、入佐少佐指揮の精銳機は第三回重慶夜間空襲を執行し江北軍事施設並びに市街を爆撃し、潰滅的損害を與へた。爆撃前より敵戦闘機二隊(隊三機編成)我を追跡して来たが我は其の一機を確實に撃墜した。十三日、玉山飛行場を襲ひ、南昌附近にては陸軍部隊に協力した。十四日、寧波市街中心部・紹興市内兵營を、十六日・十七日

の兩日に互り太平關(湖口東方)附近に蠢動中の殘敵を痛撃潰走せしめ、一部は陸軍部隊に策應し新村墟附近の殘敵據點を爆破し甚大なる損害を與へた。二十一日、繁昌縣を爆撃し荻港附近の山岳地帯にあつて我が揚子江航行船舶を射撃する遊撃隊の掃蕩に任じつゝある陸軍部隊の作戦に大いに寄與した。

二十五日、月明下に勇躍大舉して第四次重慶空襲を敢行した山ノ上少佐指揮の部隊は午後九時頃敵首都上空に現はれ、市街東部軍事委員長行營を目ざし巨弾を投じ重要軍事施設多數を爆撃し數ヶ所に火災を起させた。この戦闘に於いて敵四機が挑戦して来たので其の一機を撃墜したるも、市街周邊特に江岸外人住宅地附近より熾烈なる高角砲及び大型機銃の射撃を受け我が一機も遂に被弾、勇敢にも敵陣に突入自爆した。同夜入佐少佐の指揮する他の一隊は廣陽飛行場を攻撃し歸途埭陵附近を空襲した。六月一日、寧波方面にて敵集結地慈谿を空襲し、三日寧波附近の偵察攻撃を實施し、四日撫州市にて敵軍司令部その他軍事施設多數を襲ひ、浙贛線攻撃部隊は敵の反撃を制壓しつゝ、萍鄉・貴溪・廣信・河口鎮附近にて列車・軍用自動車群を

銃爆撃し之を潰走させた。五日、朝來の密雲細雨を衝き精銳部隊大舉して紹興・吉安・岡上街・泰和にて兵營・密集部隊・軍事施設多數を爆破し地上よりの反撃を良く制壓しつゝ、全機悠々歸還した。

北支方面 五月十九日航空部隊の精銳は芝罘附近に蠢動しつゝある敵殘部隊の掃蕩に参加し敵の據點數十ヶ所を爆撃し、二十一日より二十四日に互り泊兒鎮・萊陽・夏村等を逐次爆撃し、二十九日・三十日の兩日は山東半島の要衝萊陽附近を、三十一日は同半島の日照を銃爆撃した。

六月一日、山東半島海陽にて敵軍需品倉庫を襲撃し、二日・三日の兩日に互り鹽城(江蘇省)の敵兵營を反復攻撃したる外東台の無線電信臺を銃撃大破させた。

海軍艦艇の活躍

我が海軍艦艇は砲艇二千數百に互る支那沿岸封鎖に任じ、日夜風濤と闘ひつゝ敵船舶の航行遮断を續行し、江上艦艇並びに江上掃蕩部隊は沿岸の殘敵を掃蕩しつゝ水路掃蕩の實を大いに擧げてゐる。

中支方面に於いて我が艦艇は今期中陸軍作戦によく協力し、機雷の處分に日夜苦闘すると共に、五月十七日鎮海を攻撃し廣遠砲臺より猛烈なる反撃があつたがよくこれを制壓し、三十日、三十一日の兩日艦艇の一部は温州甌江江内に侵入し沙頭山にて陣地構築中の部隊を砲撃し多大の損害を與へた。

南支方面に於いて我が艦艇は湖州港内碇泊中の敵大型軍用艇、小型軍用舟艇群を撃破炎上させ、市政府附近より防禦銃砲火を受けたが我が方に損害なかつた。十七日艦艇の一部は航空部隊と呼應し電白港を攻撃兵營・軍事施設を砲撃した。十九日北海を襲ひ敵陣・軍需倉庫・市内軍事施設を砲撃し、二十二日以來珠江作戰部隊の一部は殘敵掃蕩を開始したが所在の舟艇多數を攻撃一部を捕獲した。六月二日、三日の兩日埭頭村、温州島の敵陣地を砲撃したる外、更に温州島錨地附近敵陣地・兵舎・據點を砲撃粉砕した。

海軍陸上作戰

海軍陸戰隊は昨年五月北支江蘇省連雲港方面にて見事な

敵前上陸を敢行し、瀋陽部を占領、爾來本年三月皇軍瀋州に入城を見るまでの十一ヶ月間大兵力の集結せる將直系軍を相手に連日連夜の激戦が續けられ、その間一日として銃砲聲の絶間がなかつたが、今回北支中支方面の作戦に伴ひ遼寧港方面の警備は陸軍部隊に於いて擔當することとなり、五月十三日午前零時を以つて海陸軍警備の交換を完了した。

海南島に於いて海軍陸戦隊は、五月四日、陵水の北西地帯にて敵有力部隊と交戦、敵は死體三十、捕虜十五人を殘して潰走した。六日空陸呼應して陵水を衝き、更に南西岸の要衝、黄流市を無血占領した。十日陵水附近に據る敵を急襲し、敵遺棄死體百八十八を出させた。十三日佛羅市に進撃し、十四日新英方面にて白馬井南方の敵部隊を急襲し、大撃を與へ、二十日、二十一日の兩日王城附近部落を掃蕩し小銃製作所二ヶ所を發見之を破壊し敵を潰走させた。二十二日航空部隊と協力し陵水北東附近に蠢動する敵を襲撃潰走せしめたが敵遺棄死體三十九を出させた。二

十四日敵家及び瀋陽村の掃蕩を實施し敵兵舎と覺しきもの六十三棟を焼却、多量の彈藥類を爆發させた。

寫眞
週報

六月十四日

(第69號)

☆一億一心百億貯蓄

六月十五日から二十一日まで全國一齊に百億貯蓄運動期間が行はれる。未會有の大業興亜建設はわれわれの勤儉貯蓄なくしては遂行されな

い。

△かく貯ふ軍需工場

△十錢貯ふ天敵工場

△國幣の市軍需倉庫

△前買の努力

☆嶺山は晴れたり

☆海外通信

☆讀者のカメラ

☆内閣情報部編輯

定價 十錢



バルチック諸國の情勢

外務省情報部

目下、英ソ間に折衝を重ねられつつある英佛ソ三國同盟交渉の論議の中心となつてゐるのは、フィンランド及びエストニア、ラトヴィアのバルチック諸國の保障問題である。

傳へらるゝところを綜合するに、ソ聯側は、これ等のバルチック諸國に對して、英佛ソ三國に於いて援助並びに保障を與ふべきことを要求してゐるのであるが、これに對して英佛側は、三國同盟の範圍の外に置き、これ等の諸國に對する直接の援助並びに保障を避けることを主張してゐるのである。

各國が、いづれもソ聯邦から直接に援助や保障を與へられることを、強硬に拒否してゐるからである。即ち、英國はこれ等の諸國が一方的な援助並びに保障を拒否してゐる以上、それを無視して援助や保障を押しつけることを避けようとして主張してゐる。

然し、ソ聯側の要求は頗る強硬で、これがために英ソ交渉は目下行き悩みの形であり、この問題が英ソ交渉の成否の鍵であるかのように見られてゐるのである。

二

元來、フィンランド、及びいはゆるバルチック三國と呼ばれるエストニア、ラトヴィア、リトヴィニアの諸國は、歐洲大戦によつて帝政ロシアが崩壊した結果、民族自決によつ

て獨立した諸國である。

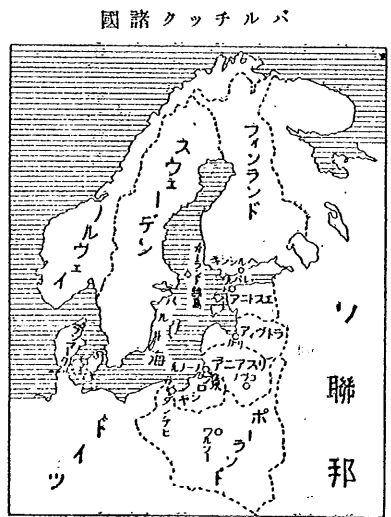
フィンランドは十二世紀以來スウェーデンに支配されてきたが一七〇〇—二二年の北方戦争の結果ロシア領となつたものであり、エストニアは十三世紀頃からデンマークやドイツに征服されてゐたのであつたが、これもまた北方戦争の結果ロシア領となつた。

ラトヴィアは十三世紀頃エストニア、ラトガール、リヴォニア及びクールランド等と聯邦を作つてゲルマン人と戦つたのであつたが、一七九六年ロシアに征服されたのであり、またリツアニアは一時はキエフあたりまでも征服して強大な勢力を示したが、ロシアに壓迫されたのでポーランドと同盟し、ポーランドと合併したが、ポーランドが分割された結果ロシアの領土となつた。

かうした歴史を持つフィンランドのフィン人、エストニア人、ラトヴィアのレット人、リツアニア人等は、何れもロシアの支配の下にあつて少数民族として、久しい間烈しい弾壓を蒙つてゐたのであつたが、恰も、歐洲大戦によつてロシアが革命の混乱に陥るに及んで、いづれも獨立してそれ／＼の一國を作つたのであつた。

三

歐洲の北端、スカンデナヴィア半島と相對してゐるフィンランドは、面積三十九萬平方料、人口三百七十萬を有しバルチック諸國中の大國である。主要な産業は林業で、北



(28)

方に位してをり氣候等から農業には適さないにもかゝらず農業も盛んで麥や馬鈴薯等を多量に産する。

フィンランド灣を隔てて相對するエストニアは、面積四萬五千平方料、人口百十萬に過ぎないが、大戦前には纖維工

業を初め製紙・金屬・製材等工業が盛んで北歐の主要工業地であつたが、最近ではソヴィエトに於ける工業の勃興によつて大きな打撃を受けてゐる。然し纖維・製紙・セメント・製材・皮革等の工業は盛んであり、特に頁岩製油工業は注目すべきものであらう。

エストニアの南に連るラトヴィアは、面積六萬平方料、人口百九十萬で、産業は、牧畜・林業・農業であり工業はあまり發展してゐない。また、その南に續きバルチック三國中での最南端に居るリツアニアは、面積五萬平方料、人口二百四十萬であるが、この國もまた畜産・林業を主とし、農業に於いても遅れをり、工業も未だ大して發達してゐない。

フィンランドを初め各國共に舊ロシアの領土である關係からソヴィエトとの利害關係は複雑であるが、各國ともにソヴィエト革命の洗禮を受けてをり、今日では何れもソヴィエトの赤化政策に對して非常に警戒してゐる。フィンランドは議會政治を續けてゐるが、エストニア、ラトヴィア、リツアニアの三國は、今日では何れも獨裁政治を布いてゐる。

なほ、各國ともに獨立後ソヴィエトとの關係は一時緩密であつたが、經濟關係等からして、ドイツ或ひは英國に接近してゐる。即ち、例へばフィンランドの貿易の如きは輸出に於いては英國が約半ばを占めてをり、輸入に於いてはドイツが約四分の一を占めてゐる。また、エストニアでは輸入に於いてドイツが、輸出に於いて英國が斷然他の國を壓してゐるのを以つても、その間の事情が窺はれるであらう。

四

ドイツとソヴィエトの二大強國に挟まれ、經濟的には獨英に依存するこれ等バルチック諸國の國際關係は、まことに複雑であり且つ困難なものである。

これ等の諸國の對外政策の基調は、あくまでも中立を堅持することであつて、獨ソ等大國の紛争は推して置かないやうに警戒してゐるのである。また、これ等諸國の建國の事情が同じく、いづれもロシアと永い間抗争して來た歴史を持つてゐるので、ロシアに對する感情も共通であり、従つてソヴィエトの壓迫に對抗するために自から共同戦線を作

(29)

るといふ傾向にある。

フィンランドは獨立後、英佛を頼り、對ソ關係に於いて利害を共にするポーランドと結んだのであつたが、最近では同じく中立政策を堅持するスウェーデンと提携して、専ら中立維持に苦心をしてゐるが、偶々オランダ、群島武装問題が起り、さらに英佛ソ三國同盟の保障問題も關聯して、對ソ關係は悪化しつつある。

バルチック三國たるエストニア、ラトヴィア及びリトニアの三國は、一九三四年以來バルチック協商を結び、またエストニアとラトヴィアとは同盟を結んで緊密なる聯契を採つてゐる。

ソヴェトとは一九二六年のリトヴィアとの不侵略條約を初めとして、エストニアもラトヴィアもそれと不侵略條約を結び、さらに一九三三年には侵略條約が結ばれ、これにはフィンランドの他にルーマニア、ポーランド等の諸國も加はつてゐる。然し、その後だん／＼と關係が悪化して來たことはフィンランドと同様である。

五

め、フィンランドとソヴェトとの感情は、益々悪化しつつあるが、これは英ソ交渉に於ける保障問題と深い關係を有つてゐるのである。

六

英ソ交渉に於いて、フィンランドを初めバルチック三國の保障問題が紛糾してゐる一方に於いて、ドイツは既にメーメル返還と共にリトヴィアと不侵略協定を結び、更にフィンランド、エストニア、ラトヴィア及びデンマーク、スウェーデン、ノルウェー等の諸國に對して不侵略協定を結ぶことを提議したのであつたが、フィンランドはスウェーデン及びノルウェーと同一の態度を採り、中立堅持の建前からドイツの不侵略協定を避けた。デンマークは五月三十一日に、また、エストニア及びラトヴィアは六月七日に、何れもドイツとの不侵略協定に調印したのであつた。ドイツがデンマーク、エストニア、ラトヴィア及びリトヴィアとの不侵略協定に成功した結果、バルチック三國は完全にソヴェトから引き離されてドイツの手に歸したのである。これはドイツ外交の勝利であると謂はれてゐる。

リトヴィアとポーランドとの間はウイルナの占領問題を繞つて、一九一九年以來紛争を續けてをり、國交斷絶の事情にあつたが、昨年三月、ポーランド側が突如、國境事件を動機として最後通牒を以つて國交の恢復を迫つたことは世人のなほ記憶に新たなところであらう。また、ドイツとの間には、多年の問題であつたメーメル返還も去る三月二十二日、チェッコの合併に續いて行はれ、ドイツとの間に不侵略協定が結ばれたのであつた。

一九二一年國際聯盟に於いて、ボスニア灣の入口、スウェーデンとの中央にあるオランダ、群島がフィンランドの領土に歸属することが決定したが、この時に英佛伊スエーデン、エストニア及びラトヴィアとの間に條約が結ばれて、同群島に防備施設をすることが禁止された。然し、その後國際情勢の緊迫に備へて、フィンランド政府は、同群島の武装の必要を感じたので、各條約關係國との諒解を経て、この武装問題を去る五月の第百五回聯盟理事會に提出したのであつたが、ソヴェトはそれがソヴェトを目標とするものであるとの理由で、強硬に反對し、遂にフィンランドの要求は實現しなかつたのであつた。これがた

これに反して、ソヴェトが主張してゐる英佛ソ三國同盟によるバルチック諸國の保障問題は、フィンランドを初め、各國共に非常に反對してをり、フィンランド及びエストニアの外相が國會に於いて、『各國が欲求してゐないにもかゝらず、自國の權益の擁護のために、大國が援助並びに保障を與へようとするならば、それは侵略と看做すであらう。』といふ意味の強硬な反對演説を行つてゐる程である。

従つて、バルチック諸國の保障問題は今後ともなほ相當な曲折を見るべく、依然として英ソ交渉の難關と見られてゐるのである。

事變二周年特輯號

— 豫 —

「新東亞建設の歩み」

內容 北支、中支、南支、蒙疆の各方面における政治、財政、經濟開發、交通通信、文化等全般に亘り「建設の歩み」を紹介する。

附録 事變二周年記念現勢圖附歐洲要圖（週報の約八倍大、B9判三色刷）

— 六月廿八日發行 — 六四頁倍大號附録付十錢（但し繼續購者に限り從來通り）

最近公布の法令

内閣官房總務課

昭和十三年勅令第二百七號支那事變特別税法ノ一部ヲ臺灣及
樺太ニ施行スルノ件中改正ノ件 (四月一日公布勅令第六十七號)
昭和十三年勅令第二百八號臨時租稅措置法ノ一部ヲ臺灣ニ施
行スルノ件中改正ノ件 (四月一日公布勅令第六十八號)
昭和十三年勅令第二百九號臨時租稅措置法ノ一部ヲ樺太ニ
施行スルノ件中改正ノ件 (四月一日公布勅令第六十九號)
樺太支那事變特別税令中改正ノ件 (四月一日公布勅令第七十二號)
樺太臨時租稅令中改正ノ件 (四月一日公布勅令第七十三號)
樺太臨時租稅令中改正ノ件 (四月一日公布勅令第七十四號)
南洋羣島利益配當稅令中改正ノ件 (四月一日公布勅令第七十五號)
支那事變特別税法、臨時租稅措置法及臨時租稅措置法の改正に
呼應して、臺灣、樺太、南洋羣島に關し制定又は改正されたも
のである。
支那事變特別税法施行規則中改正ノ件 (四月一日公布勅令第七十號)
臨時租稅措置法施行規則中改正ノ件 (四月一日公布勅令第七十一號)
支那事變特別税法及び臨時租稅措置法の改正に伴つて必要なる改
正を加へたものである。
◇大正十五年勅令第三百三十九號(大正十五年法律第二十四號)

地方稅ニ關スル法律施行ニ關スル件(中改正ノ件) (四月一日公布勅令第七十六號)
支那事變特別税法中改正法律に依つて國稅として遊興飲食稅が
創設せられたので現在地方稅として賦課しつゝある遊興飲食稅
を廢止する要ある爲め改正を行つたものである。
◇大正十一年勅令第五百二十六號間接國稅犯則者處分法ヲ臺灣
ニ施行スルノ件中改正ノ件 (四月一日公布勅令第七十七號)
臺灣支那事變特別税令中改正に依る遊興稅の新設に伴ひその犯
則者を間接國稅犯則者處分法に依り處分するため改正を加へた
ものである。
◇間接國稅犯則者處分法施行規則中改正ノ件 (四月一日公布勅令第七十八號)
支那事變特別税法中改正法律に依つて國稅たる遊興飲食稅が創
設されたので之に伴ふ改正を行つたものである。
お断り 前號第一三八號表紙裏「國民精神總動員綱領(三)」
中「一億一心」の下に「各、その業務に精勵し奉公の誠を效さむ
ことを期す」の句を脱した分もありますから御訂正下さい。

新東亞讀本

總目次

- 一、東亞百年小史 (第二九號) 高橋等大名學教授 矢野仁一
二、事變と中國共產黨 (第二三〇號) 東京經濟調查局 雪竹 榮
三、法幣の話 (第三三號) 支那經濟研究所 土屋計左右
四、支那人物素描 (第一三三號) 關東通信部部長 横田 實
五、東亞資源政策小論 (第一三三號) 東亞研究所 大上未廣
六、文化協力の諸機關を語る (第一三三號) 外務省文化課課長 米内山 庸夫
七、三民主義と新民主主義 (第一三五號) 新民學堂教授 法學博士 三枝 茂智
八、支那の民情と民族性 (二六號と三七號) 在北京 村上 知行
九、滿洲帝國協和會とは何か (余號) 滿洲帝國協和會 中央本部編輯長 呂 作 新

◇本讀本の内容は、政府の解釋と私的の解釋とは一致しない部分もあり得るものと御注意
ありまし。

内閣情報部編



滿洲帝國協和會とは何か

呂 作 新

- (一) はしがき
- (二) 協和會の本質と使命
 - 一、滿洲建國の根本理念
 - 二、滿洲國の政治的特質と協和會
- (三) 協和會の組織
 - 一、全國の組織と會員
 - 二、聯合協議會
 - 三、協和會少年團
 - 四、協和會青年團
 - 五、外務關係の組織
- (四) 協和會の工作概要

一 はしがき

『協和會といふのは一體何ですか?』とか、『協和會といふ名前は聞いてゐますが一體どんな會なのでせうか?』といふ質問をしばしば日本内地でうける。それ程、日本

ではまだ協和會のことは一般には知られてゐないやうに見える。或ひは知られてゐても、その全貌が正しく認識せられてゐる場合が存外に少いやうであるし、時には全く誤り解されてゐる場合すらあるやうに思はれる。例へば、協和會は議會主義を否定するから、あれは一國一黨專制のフアンショナルの政黨であるとか、或ひは政府に對立する特殊の機關であるとか、或ひは單に政府の宣傳機關に過ぎないとかいつたやうに考へ違ひされてゐることがないでもない。

然し、これはいづれも、眞に協和會成立の根本精神やその發展狀況の段階を知らないために起る誤解であつて、別掲の如き協和會の綱領を見ただけでも、それが間違ひであることはすぐに判るであらう。大體、協和會は國民

いて、軍・官・民を一貫して全國に瀰漫するエーテル的存在ともいふべきであつて、既成の國家概念や、法理論による判斷ではその眞意義は理解し難いであらう。といふと、中には不可解に思はれる人もあるかも知れないが、これは、滿洲國が、民族協和といふ全く獨創的な道義國家の完成を理想とし、官民一途の王道政治の實現を目標として建てられた建國精神から出て來たところのものであつて、全く滿洲國の特殊性に基づく、新らしき世界觀の顯現として考へべきものである。従つて、協和會を知るためには滿洲建國の精神によらねばならず、建國の理想を眞に理解することによつて、協和會に對する正しき認識と判斷は始めて得られるといはなければならぬ。

即ち、協和會精神は即建國精神なのである。勿論、現在の協和會は發展の過程にあるもので、その盡くが理想状態にあるものではない。従つて、そこには幾多の問題が包蔵されてゐることは、いふまでもないことであり、また、この限られた紙面で今、會の全貌に互つて詳細を述べることは不可能に屬するから、いきほひ、ほんの

組織ではあつても、最近日本でははれるやうな所謂一國一黨の政黨ではない。何故ならば、政府官吏も協和會員であつて、政府に對立するものではないし、また、只に政治的方面のみでなく、建國精神の維持、その理想實現に向つて國民を訓練し教導すべき、教化の事業或ひは思想的運動等の全面に互るところの實踐組織體であるからである。しかもそれは民間的團體かといへば、單なる民間的團體でもないし、

綱 領

- 滿洲帝國協和會ハ唯一永久、學國一致ノ實踐組織體トシテ政府ト表裏一體トナリ
 - 一、建國精神ヲ顯揚シ
 - 一、民族協和ヲ實現シ
 - 一、國民生活ヲ向上シ
 - 一、尊嚴意識ヲ徹底シ
 - 一、國民動員ヲ完成シ
- 以テ建國理想ノ實現、道義世界ノ創建ヲ期ス

それならば政府機關かといへば、これは勿論政府機關ではあり得ない。いはば今までにない一種獨特の國家機構としての團體なのである。その實踐的機能を形容すれば、人間に於ける血液の如く、その精神的意義に於

概略的説明にとゞめざるを得ない。

二、協和會の本質と使命

協和會は滿洲建國と共に生れ、その理想達成のための必然的要求に依つて結成された建國精神を體する滿洲國在住諸民族の同志的集團であつて、建國創業當初の種々の國內情勢に應じて相當の曲折を経たが、その國家的整備と共に昭和十一年（康德三年）九月十八日、植田關東軍司令官によつて發せられた「滿洲帝國協和會の根本精神」に關する聲明に於いて、その本質が決定的に闡明せられたといふべきである。勿論この聲明は、この時突如として生れたものでなく、執政の訓詞、皇帝の詔勅をはじめとし、協和會創立の宣言その他建國の諸文獻に現はれた理想を、より一層具體的に定義づけられたものであつて、建國當初より内在具有してゐたものが、こゝに初めてはつきりとその姿を現はしたものと云つてよいであらう。

従つて「協和會とは何か？」といふことを最も的確簡明

滿洲帝國協和會の根本精神

- 一 滿洲國の政治的特質
滿洲國の政治は民主主義的議會政治の體に倣はず、專制政治の弊に陥らず、民族協和し正しき民意を反映せる官民一途の獨創的王道政治を實現す
 - 二 協和會設立の意義
協和會は滿洲建國と共に生れ國家機構として定めたる團體にして建國精神を無窮に護持し國民を訓練し其の理想を實現すべき唯一の思想的、教化的、政治的實踐組織體なり
 - 三 滿洲國政府と協和會との關係
建國精神の眞髓は協和會の體得すべき唯一絕對のものなり
- 建國精神の政治的發動顯現は滿洲國政府に據り其の思想的、教化的、政治的實踐は協和會に據るべく民意の暢達之に依りて期すべし
- 従つて協和會は政府の從屬機關に非ず、對立機關に非ず、政府の精神的母體なり、政府は建國精神即協和會精神の上に構成せられたる機關にして其の官吏は協和會精神の最高熱烈なる體得者たるべきものなり
- 眞の協和會員が政府に入り又は野に在りて政治經濟を指導し思想を善導し建國精神を以て全國民の動員を完成する時王道政治の實現は期待せらるべし
- 昭和十一年九月十八日
關東軍司令官 植田 謙吉

に説明せんとすれば、この司令官の聲明によつて萬事は盡きるのである。然し、始めての人々にとつて、これだけではあまりに簡單抽象にすぎであらうから以下少しくこれを敷衍して一般の理解に資したいと思ふ。

一 滿洲建國の根本理念

滿洲建國が、かの滿洲事變に端を發し、日本軍の東北軍閥の掃蕩となり、多年その壓政の下に呻吟してゐた三千萬民衆を解放し、その心からなる希望と、日本の國運を賭しての支持指導のもとに成立したものであることは今更いふまでもないことであるが、その根本的意義はこれを端的にいふならば、「六合を兼て都を開き八紘を掩ひて宇となさん」といふ日本建國の大理想顯現の第一段階であつて、強權を以つて侵略征服する霸道でなく、すべてのものを生じて、その所を得せしめ、萬物を生成發展せしめられんとする王道理想の現はれに外ならない。滿洲國成立の過程より見れば大同元年（昭和七年）三月の建國宣言には「新國家建設の旨は一に以て順天安民を主と爲す」、「凡そ新國家内に在りて居住するものは皆

種類の岐視尊卑の分別なし」とあるが、康德二年（昭和十一年）皇帝陛下の日本皇室の御訪問となり、その御歸國後同年五月二日に渙發せられたる回鑾訓民詔書に於いて

朕

日本天皇陛下ト精神一體ノ如シ爾衆庶等更ニ當ニ仰イテ此ノ意ヲ體シ友邦ト一德一心以テ兩國永久ノ基礎ヲ奠定シ東方道徳ノ眞義ヲ發揚スヘシ則チ大局ノ和平人類ノ福祉必ス致スヘキナリ

と仰せられ、此處に完全に日滿一德一心不可分の關係を明示せられて、國民にその向ふべき處を確定し給うたのであつて、始めて此處に滿洲國の本義は完成したといふべきである。

この日滿不可分一德一心の基礎の上に民族協和を實現せんとするのが、滿洲建國の根本精神であり、明治天皇が「中外ニ施シテ悖ラス」と仰せられたこの道は、今や滿洲を通じて一德一心民族協和となつて、發現しつゝあるのであつて、この王道樂土の完成は支那四億の民をして自ら滿洲國を渴仰させ、求めずして印度三億の民に自覺を促し、遂に全アジアから全世界へと、天皇の大御心に

轉依し道義世界再建に協力せしめるやうな無限の
發展性を示すであらう。滿洲國の政治の特色も協和會
の意義も此處から解明されるのである。

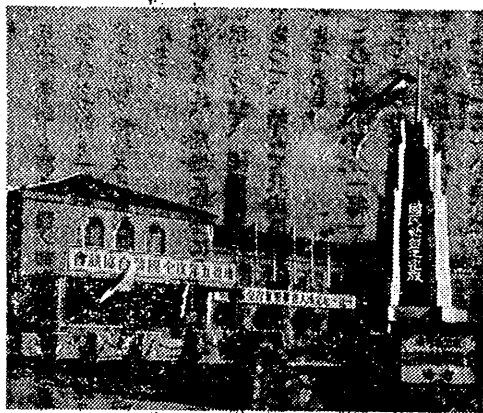
二 滿洲國の政治の特質と協和會

軍司令官の聲明の第一條に於いて、滿洲國に於いては
民主主義的議會政治を否定し、專制政治を排したのほ、
前述の王道建國の精神に照らし、滿洲國の實情に鑑み
るとき、當然の歸結であつて、民主的即ち自由主義的政
治が王道の理想と相容れざるは勿論、議會形式が唯物的
政治に墮し兎角黨利政治に陥り易いことは過去の経験に
於いても明らかであるし、また滿洲國の如く文化程度が
十分でなく、各民族がその數に於いても、その民度に於
いても著るしい差異をもつてゐる國にあつては、かゝる
形式は民族抗争を招く以外の何物にもならないことは火
を見るよりも明らかである。

また專制政治が強權的武斷政治であつて、ソ聯の如
く或ひは露政權の如く人民を窮迫困厄のどん底に陥
らしめるのみであつて、人民が心から欲する道義的政治

でないことは言ふまでもない。

そこで滿洲國の政治は官民一途の獨創的のものでな
ければならない。それは他でもない。只管に道義の顯揚



と人民の
康福を庶
幾する獨
自の組織
を體によつ
て運営せ
られるも
本のでな
ればなら
ぬ。
然らば、
この獨自

の政治的組織は具體的には如何になるであらうか。
申すまでもなく、滿洲國皇帝は 天皇の大御心をも
つて御心とせられ、滿洲國に於ける王道政治の中心たる

地位にあらせられ、滿洲國政府は皇帝を中心として建國
精神を政治的に發動顯現せしむるものであり、その構成
分子たる官吏は建國精神の體得者中より任命せられる。
このやうな形式に於いて政府は皇帝を中心として官
治機構を構成するが、これのみをもつて、王道政治の機
構は完成したものと勿論いへない。

殊に滿洲國は建國日尚ほ淺く、國內諸民族は、從來必
ずしも和親してゐないといふ歴史をもつて居り、就中國
境を接する隣邦中には、思想的、武力的に滿洲國を攪亂
せんと企圖するものもある。それにまた、人民の大部分
は三千年來官治行政に居られた歴史をもつてゐるの
で、政府と官吏を敵視する傾向がぬけきつてゐない。官
吏は固より熱烈なる建國精神の體得者たるべきであるか
ら、これらの民衆に接して、これを正しく導くことに
努めなければならないが、その立場そのものからして必
然的に官治行政に限定され勝ちである。

こゝに於いてか、どうしても、建國精神を普及徹底し、
如何なる誘惑策動に對しても之を堅持し實踐すべき全國
的國民組織を必要とするのであつて、その機關が野に在

つて政治的發動に照應し、民衆と共に自らの實踐を以つ
て之を教導し、或ひはまた民衆の意のあるところを察
してこれを政府に通じ、政府の行ふ所をして民衆の實際
生活に即應せしめ、かくて上意は下達し、下意は上達
し、官民圓融一致の獨創的政治が展開する。この必然的
要求より生れたものを實に滿洲帝國協和會である。

軍司令官聲明の第二條協和會設立の意義はこの間のこ
とを説明したものであり、従つて、その第三條の滿洲國政
府と協和會との關係に於いて述べられてあるやうに協
和會は政府の從屬機關でもなければ、對立機關でもな
く、實に政府の精神的母體として建國精神を體得すべき
唯一の存在なのである。大同元年（昭和七年）七月二十五
日協和會の創立にあつて下された執政訓詞、或ひは
康德三年（昭和十一年）七月、協和會の創立五周年記念日に
皇帝より賜はりたる勅語に於いても、この協和會の精神
はつきりと明示されてゐる。

協和會が如何なる從來の概念を以つてしても説明出
來ない獨創的なものであることは、これを以つても明白
なことであつて、そこには權利の獲得もなければ、法

勅 語

我國肇興、レ始メ經綸新ニ立ツ乃チ首トシテ協和會ヲ組織シ
朕執政ヲ以テ其大綱ヲ擲リ政府ト内外相輔ケ俱ニ建國ノ精神ヲ宣揚シテ民心ヲ道義ニ興シ協和ノ實政ヲ普及シテ五族ヲ共榮ニ安ンシ以テ邦命ニ培ヒ以テ邦基ヲ固フセンコトヲ期セリ成ナ
朕苦心ヲ體シ奉行懈ラス
朕深ク嘉慰ス茲ニ創立五年記念日ニ當リ爾協和會員ニ勅スルモノ我國忠孝ヲ以テ教本トナシ仁愛ヲ以テ政本トナシ聖賢日本帝國ニ倚賴シテ永久渝ラス其心ヲ一ニシ共ノ徳ヲ一ニシ東方道徳ノ眞善ヲ發揚シ世界人類ノ福祉ヲ増進スル國是莫マルトコロ天下成テ知ル所ナリ而シテ其國是ニ遵ヒ共政教ヲ翼ケ實濟ノ功致ラサル所ナク日滿兩國精神一體ノ關係ヲシテ日益々鞏固ニ萬邦ヲシテ皆我建國ノ精神ヲ顯ナリトセシムル是レ實ニ協和會終始一貫ノ任務ニシテ尤ニ當ニ學國一致勵勉從事スヘキモノナリ爾會員宜シク此旨ヲ體シ推レ誠推レ實力行倦マス以テ朕力平復協和ノ化ヲ贊ケ永ク萬方ヲ綏ンセヨ此ヲ欽メ
康德三年七月二十五日

にばられた義務もない。政府と協和會とは唯その職能を異にするだけで兩者相俟つて建國精神の實現、道義國家の完成を期せんとするのである。従つて、協和會は官民一途、全國民がその會員たるべきであり、會長は國務總理がこれを兼ねることになつてゐるのである。

執政訓詞

民ヲ積ンデ國ヲ成ス、民ハ國ノ本ナリ、衆志齊一ナレバ強ク、人其心ヲ各ニスレバ亂ルコト、歴史ニ具在シテ鑒ヲ取ルニ遠カラズ、我々滿洲國ハ地大物博風ニ天府ト稱セラル、創業ノ始メ、締テ艱難ナリ、建國ノ精神ハ、王道ヲ行ハンコトヲ期ス、尤モ政教政治ノ現今時代ニ適宜セザルニ鑒ミ、茲會ヲ之レ設ケ、民族ノ協和ヲ謀リ、百業ノ振興ヲ圖ラントスルハ、予甚ダコレヲ嘉ニス、望ムラクハ、無黨無偏、誠ヲ以テシ信ヲ以テシ、思想ハ一致ニ趨キ、生業ハ相扶持爲シ、國家ノ前途、胥ナ焉レニ利賴センコトヲ
大同元年七月二十五日

三 協和會の組織

一 全國の組織網と會員

協和會は民族、職業の如何を問はず建國精神の體得者を會員とし、これを會活動の中核たらしめ、全般的に會組織の質的強化擴大を圖るのである。その基本單位は分會で、分會の組織は、地域別を原則とし、一分會地域は大體、街村となつてゐるが、その他に、官衙、會社等の職場別分會をも認めてゐる。この分會が、會組織の第一線であり、すべての會員はこの分會に所屬して會の活動に従事するのである。創立以來七年、入會手續を完了した會員の数は今や百二十萬を超え、分會数は三十二百餘に達してゐるが、將來は全國民をして會員たらしめべく、組織網は益々擴大されつゝある。

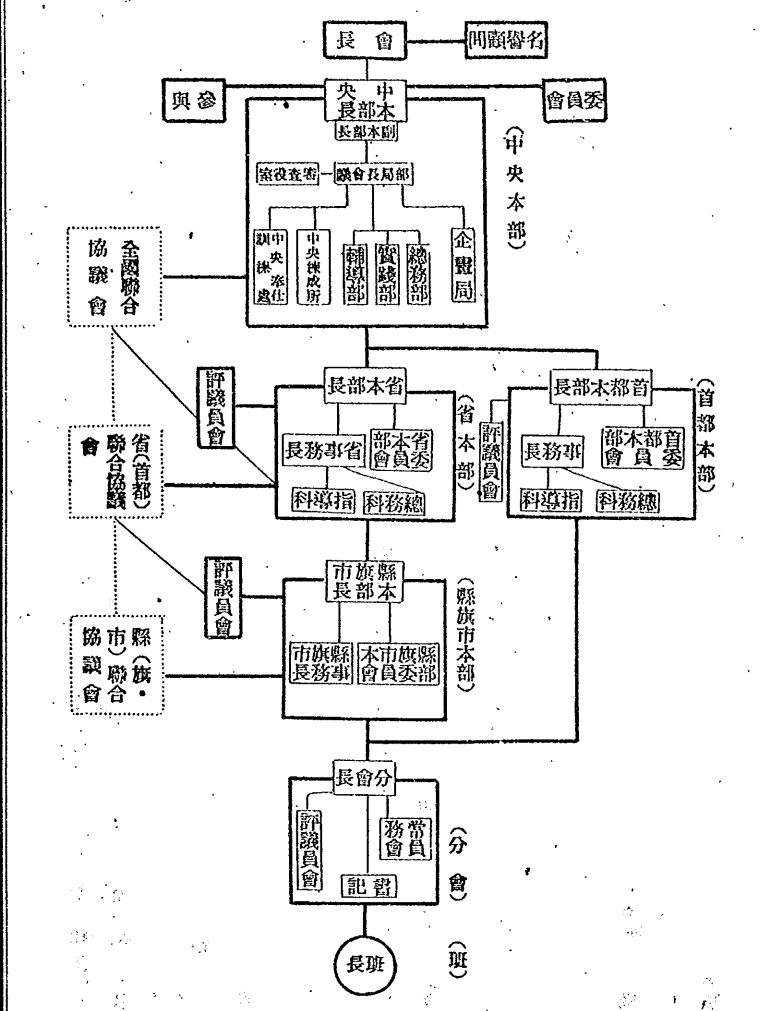
全國分會の指導統制機關としては、中央本部、首都本部、省本部、縣(旗)市本部がある。各縣(旗)市本部は直接管内の分會活動の指導統制に當り、各省本部は、そ

の省内の各縣(旗)市本部を統制し、更に全國各省本部の上に中央本部が最高指導統制機關として新京に在る。首都本部は首都新京の重要性に鑑み特設せられてゐるものである。これを圖示すると次頁の如くであるが、各級本部には、各級本部委員會有り、各本部委員會は、各本部の最高指導力を握り、各級行政機關等との模となり、所謂政府と協和會の表裏一體の有機的關係を具現し、國策の一體的遂行を圖るものである。

二 聯合協議會

協和會の政治的實踐活動の精髓として聯合協議會がある。これは官民一體の懇談會ともいふべく、正しき民意を政治に反映せしめると共に、政策の眞義を國民に浸透せしめんとするものであつて、王道政治の眞面目は特にこの協議會の健全なる發達にまつところが大きい。聯合協議會は、縣(旗)市聯合協議會、省聯合協議會、全國聯合協議會の三段階に分れ、縣(旗)市聯合協議會は各所屬分會の代表者をもつて、省聯合協議會は、縣(旗)市聯合協議會の代表者をもつて、全國聯合協議會は省聯合協議會の代表者をもつて構成

圖略構機和協國帝洲滿



するのである。縣聯で解決しない問題は省聯に、省聯で解決出来ない問題は全聯にといふ風に移されて協議される。

この各級聯合協議會は、日本の市會、縣會、帝國議會等と全く異り、政府官吏をも含むところの協和會の道義的協議懇談であつて、民意を代表して政府に對抗するものではない。協議決定された事項は法律的強制的にではなく、道義的に實行される。即ち官は官の立場に於いて、民は民の立場に於いて、それ／＼その任務に應じ、之を實行し兩者の協力を要するものは協力して實行する。政府と表裏一體の妙味がこゝでは道義的に達成される。

三 協和青少年團

協和青年團は、各分會の線に沿つて漸次全國に組織されつゝあり、之が指導的中核分子の養成機關として、各縣(市)本部は青年訓練所を附設して十六歳から十九歳までの青年五十名乃至百名を三ヶ月乃至一ヶ年訓練して居り、今日まで訓練せられた青年は既に三萬に達して

る。

また全國に協和青少年團を結成し、幼時より協和會精神に基づき諸種の訓練を實施し、次の時代を擔ふ國民を教育鍛錬し之を組織化し協和會に送り込まんとしてゐる。協和青少年團は康徳六年(昭和十四年)三月一日組織を完了し、その數四十萬となり、全國的に統制された青少年團が實現するわけである。

四 協和義勇奉公隊

分會員中の最優秀なる者を特に組織化し、或る意味に於いては精銳分子の養成とも稱し得るやうな獨特の訓練を施す爲めに協和義勇奉公隊が設けられてゐる。これは分會員中の二十歳以上三十五歳までの優秀會員が一定期間訓練を受けるもので、一面若干名を常置的な組織として配置されるものである。協和義勇奉公隊の組織編成は分會と有機的な關聯を持つ事が基礎的な條件となつてゐるのであつて、中堅國民乃至會員の組織化であると共に分會を質的に強化せしめる有力なる訓練機關ともいふべきものである。

五 外廓諸團體の輔導

更に協和會は、その性質上、國內のあらゆる團體に



その思想的、教育的影響を普及せしめ、訓練的指導を行はねばならぬ。この間に、他の諸團體との連絡を計るべきであるが、現在の外廓諸團體として、內的、精神的指導に任じてゐるものに、滿洲國防婦人會、滿洲軍人後援會、滿洲赤十字社、滿洲空務協會、滿洲帝

國體育聯盟、滿洲帝國武道會等があり、なほ、滿洲國佛教總會、滿洲國回教民族協會、滿洲基督教聯合會等の宗教團體、その他、滿洲國清道總會、滿洲國博覽會、世界紅十字會滿洲總會、滿洲全國理善勸戒煙酒總會等の社會事業團體に對しても、實踐輔導の任にあつてゐる。

以上を綜合して考へる時、國內民衆各層にわたる一大國民組織體としての協和會の全貌をほゞ想像出来るであらう。

四 協和會の工作概要

工作方針は綱領に明示され 一、精神工作 二、協和會工作 三、厚生工作 四、宣傳連絡工作 五、組織工作 六、興亞工作の六項目となつてゐる。而してこれ等の實踐は國民生活中心に生起する具體的な問題を取上げ、各級本部指導の下に分會が主體となつて活

勵し、反面分會はその實踐活動を通じて擴大強化される。

精神工作としては建國精神の發揚排共運動國防觀念の徹底が實踐されてゐる。そしてこれは開拓移民問題と關聯して重要性を加へつゝある。建國精神は國民に對し日滿一體の關係に立ち諸民族協和して東方道義に基づき新らしき世界を建設せんことを要請する。

厚生工作面においては日本戰時體制を反映して全國的の健全生活運動、富家強國運動を展開し、また阿片斷禁促進運動、農事合作社(農事組合)促進運動、文字普及運動となり、國民生活の充實を計つてゐる。

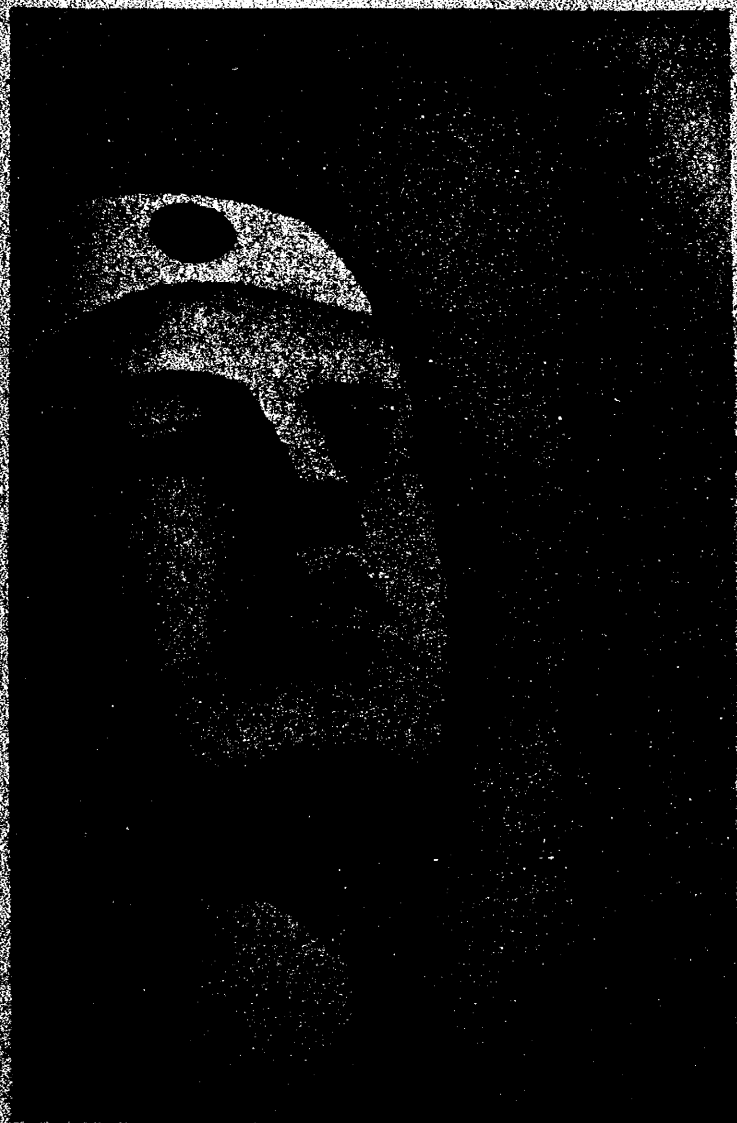
宣傳連絡工作に於いては分會の活潑なる日常活動を通じて、また各縣省及び中央に於ける委員會、聯合協議會に依り、民意は政治に反映し、民の願ふところは官に取入れられ、官の欲するところまた民に徹底するやう官民協力して努力し着々その成果を擧げつゝある。上意下達、下意上達(宣傳連絡)は實踐されて議會政治を凌ぐところの世界に類似なき政治が行はれつゝある。

組織工作に於いては、分會の活動及び中央・地方機關の活動により國民に呼びかけ、會員の獲得組織の擴大を計るほか青少年團の訓練により將來會員たるべき者を育成しつゝある。

興亞工作は亞細亞復興運動となつて現はれ、各地の國家的公的團體と密接な連繫をとり東亞新秩序建設に協力し且つ亞細亞民族全體の團結により復興を圖る爲めの實踐的活動をしてゐる。

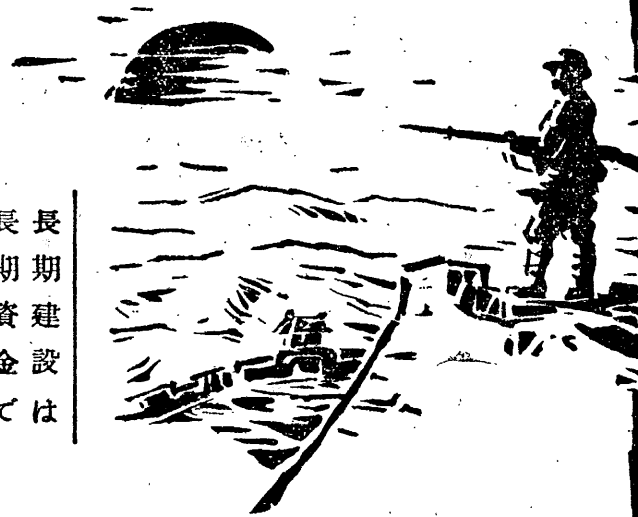
以上は、文字通りの概要であつて、協和會の具體的活動については殆んど觸れることが出来なかつたが、協和會の本質が理解されれば幸ひである。尙ほ詳しくは、協和會中央本部發行の「協和會の概観」、「協和會問答」、「民族協和の滿洲國」、「建國の精神(文獻集)」等について知つていただきたいと思ふ。

(筆者は滿洲帝國協和會中央本部編輯科長)



百億貯蓄

金銭信託による
貯蓄五年計画



長期建設は
長期資金で
(営業案内贈呈)

野村信託

大坂・堺・備後町
東京・日本橋又点

露光量違いにより重複撮影

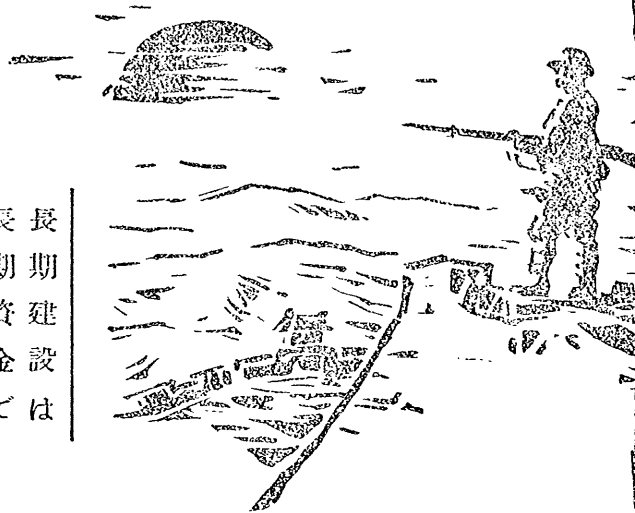


百億貯蓄は保険から

生保會社協會

百億貯蓄

金銭信託による
貯蓄五年計画



長期建設は
長期資金で
(営業案内附誌)

野村信託

大阪・堺・備後町
東京・日本橋交又点

露光量違いにより重複撮影

週

報

昭和十四年六月十一日
（昭和十四年六月十一日）
（毎週一回水曜日発行）



郵便局で
四月三十日

支那事變國情

大藏省

四千四百五十四円五十二銭六厘
（以上は郵便局で送付するに依り）

（判A5）規格定國はさ大の書本

内閣印刷局印刷發行